

- 資産運用
- 年金財政
- 年金制度
- その他

## 【DBの基本を学ぼう】 DB制度の「特別掛金」とは何だろうか？

Topic

今回は、確定給付企業年金（以下、DB）制度の代表的な掛金である特別掛金について、わかりやすく解説します。



**健人(けんと)** 人事・勤労部門で退職金・企業年金を担当する新入社員。「聞くは一時の恥聞かぬは一生の恥」が信条。数子を尊敬している。



**数子(かずこ)** 退職金・企業年金担当のベテラン社員。新入社員・健人の教育担当。その熱心さゆえ、厳しい面が出てしまうこともあるが、後輩想いの女性。

### 積立不足が生じた場合は特別掛金で対応

DB制度の「再計算報告書」を受け取りました。前回5年前の「再計算報告書」と比較すると、今回は新たに特別掛金という掛金が設定されています。特別掛金とは何でしょうか？

その通り♪ 今、健人さんは「予測額」という言葉を使っていたけど、例えば積み立て途中で、実際の運用収益合計額が「予測額」より下振れした場合はどうなるのかな？

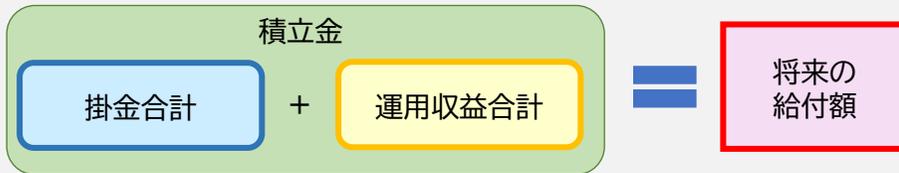
よく気が付いたね。今回の再計算では標準掛金と特別掛金が設定されているね。このまま特別掛金について伝えたいところだけど、その前に、まず基本となるDB制度の仕組みから復習しよう。DB制度の給付は何を財源にしているのかな？

え〜っと…将来の給付の財源が足りなくなる？

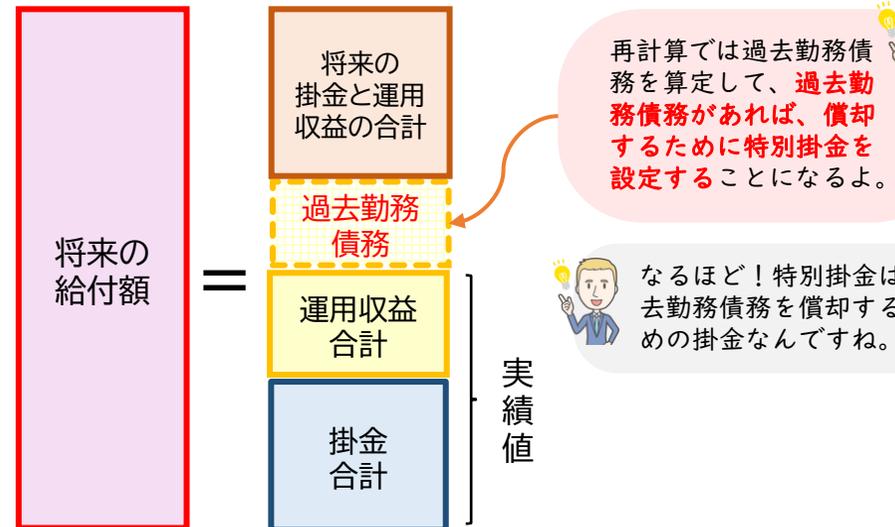
うん、正しいイメージを持っているね。足りない部分は、一般的に過去勤務債務と呼ばれているよ。

積み立てた掛金と運用収益の合計が給付の財源になります。

#### ★DB制度の仕組み



よく理解しているね！ それでは、次は掛金の種類について。まずは「標準掛金」の復習から。毎回の再計算で設定されている標準掛金は、どの様に設定されているのかな？ 標準掛金については、年金インフォメーションVol.69のトピックでも扱われているね。



再計算では過去勤務債務を算定して、**過去勤務債務があれば、償却するために特別掛金を設定することになるよ。**

なるほど！ 特別掛金は過去勤務債務を償却するための掛金なんですね。

将来の給付の予測額から運用収益合計の予測額を差し引き、その残りの額が分割されて、標準掛金として設定されます。標準掛金は将来の給付に対応する掛金で、DB制度が続く限り必要な掛金です。

## 特別掛金の設定方法にはルールがある

 特別掛金の役割は理解できましたが、設定方法にルールはあるのでしょうか？例えば、一括で過去勤務債務を償却するように設定することはできるのでしょうか？

いい質問だね。DB制度の掛金は、法人税法上の損金に該当するので、過剰な損金算入防止の観点から特別掛金の設定方法はDB法令で定められているよ。

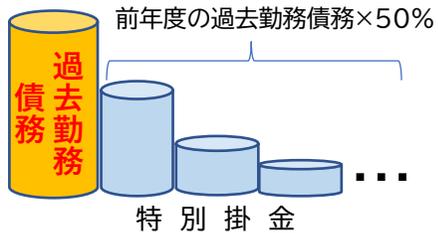
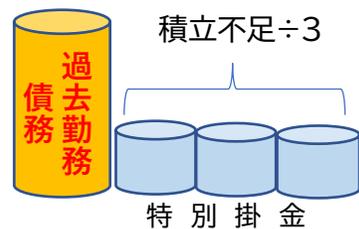


### ★代表的な特別掛金の設定方法

償却方法	ルール	特徴
元利均等償却	3年～20年の範囲内で過去勤務債務を均等に償却する	掛金一定
定率償却	過去勤務債務の残額の一定率(15%～50%)を償却する	掛金逡減

<元利均等償却 3年償却イメージ>

<定率償却 50%償却イメージ>



だから、一括での償却はできないよ。それぞれのルールと特徴を踏まえて設定方法を決めることになるけど、設定方法を決めるのはDB制度の受託機関ではなくて、私たち事業主であることに注意が必要。



なるほど。特別掛金を設定する際は、受託機関にも相談しながら、ルールを正しく把握して対応する必要がありますね。

## 設定方法を変更することはできる？

 ところで、一旦決めた設定方法は変更できるのでしょうか？

法令等で変更理由に制約はあるけど、任意の時期に変更できるよ。



### 変更理由

- ・元利均等償却の償却期間を短縮させたい
- ・定率償却の償却割合を増加させたい



掛金が増加するためOK!

- ・元利均等償却の償却期間を延長させたい
- ・定率償却の償却割合を減少させたい



掛金が減少するためNG!



そうかあ…。設定方法を変更して特別掛金を増額させることはできるけど、減額させることはできないんですね。

そうだね。過去勤務債務が発生しているということは、将来の給付額に対して財源が足りていない状態なので、過去勤務債務の償却を遅延させることは原則認められていないよ。したがって、設定方法を決める際には、私たち事業主の掛金負担余力の見通しも考慮に入れる必要があるね。



承知しました。受託機関からもアドバイスを受けながら、色々な観点を踏まえてしっかりと検討していきます！



特別掛金の設定方法についてご不明な点がある場合や、設定方法の変更をご希望される場合は、当社担当スタッフまでご相談ください。

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2024年5月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。

あなたの未来を強くする



〔住友生命保険相互会社〕  
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1  
電話 (03)6664-8630(年金数理室)  
<ホームページ><https://www.sumitomolife.co.jp>